

## <コンテンツサービス全般に関する特約（コンテンツ基本特約）>

### 【第1章 総則】

#### 第1条 規約の目的および規約の適用

当社は、このコンテンツサービス全般に関する基本特約（以下、「本特約」と言います。）および各コンテンツサービスそれぞれについての特約（以下、「コンテンツ個別特約」と言います。）を定め、これにより各種のコンテンツサービスを提供します。本特約と基本規約の間に抵触する条項が存在する場合は本特約における定めが優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない条項については基本規約の条項が適用されるものとします。本特約とコンテンツ個別特約の間に抵触する条項が存在する場合は個別のコンテンツ個別特約における定めが優先的に適用されるものとし、コンテンツ個別特約に定めのない条項については本特約及び基本規約の条項が適用されるものとします。

#### 第2条 本特約の変更

1. 当社は、予告なく本特約およびコンテンツ個別特約の全部又は一部を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社が本特約を変更した場合は、基本規約に定める方法により告知するものとします。
3. 本特約の変更により損害等が生じた場合でも当社はその責任を負いません。

### 【第2章 当サービスの提供】

#### 第3条 提供区域

当サービスの提供範囲は、接続サービスの提供区域において提供します。

### 【第3章 契約】

#### 第4条 契約の単位

1. 契約者は、同一コンテンツサービスについて、一つの利用場所住所において当社と複数の契約をすることは出来ません。
2. 接続サービスに紐づく形でコンテンツサービスを契約した場合、契約者は契約した当サービスと同一の者に限ります。
3. コンテンツサービスは、コンテンツ個別特約に定める場合を除き、第3条に定める提供範囲の中であっても、業務に用いる機器やソフトウェア、サービスについては利用できません。ただし、契約の名義を法人とすることは可能とします。

#### 第5条 契約申込の承諾

1. 当社は、コンテンツサービスの申込があった場合には、受け付けた順序に従って承諾の有無を決定します。
2. 当社は、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込の全部または一部を承諾しないことがあります。
  - (1) 申込者が基本規約第7条2項各号に該当する場合。
  - (2) コンテンツサービスを提供する事が技術上著しく困難なとき。
  - (3) その他、当社が申込の受諾を適当ではないと判断した場合。

#### 第6条 契約期間

接続サービスに紐づく形でコンテンツサービスを契約した場合、当社は、接続サービスの利用期間中において当サービスを提供します。接続サービスの利用が終了した場合には、当サービスの提供も終了するものとします。

#### 第7条 コンテンツサービスの解約

1. 契約者は、コンテンツサービスの一部又は全部について解約を希望する場合、当社所定の方法にて届出をするものとします。解約の届出は契約者本人をもっておこなうものとし、本人確認のため、ご登録いただいている契約者の番号にご連絡をするなど、確認を取らせて頂くことがあります。確認の作業に要した時間によって解約の受付日が遅延した場合や、本人確認が取れないことによって解約を行えなかった場合でも、当社はその責を負わないものとします。
2. 当社が、当社所定の方法にて正しく解約の届出を受け付けた場合、当社が当該届出を受け付けた時から受け付けた日の属する月の月末までの期間内にコンテンツサービスは解約されるものとします。ただしやむを得ない事情により解約が遅延する場合、契約者は遅延を承諾するものとします。
3. コンテンツサービスを解約した場合であっても、契約者は、その利用中の料金等の支払義務を免れることは出来ないものとします。利用料金の日割りや割引での精算は行わないものとし、利用料金の払戻等は一切行わないものとします。月途中で解約を行った場合でも日割り計算は行わず、月額として定める料金が請求されるものとします。
4. やむを得ないと当社が判断する理由がある場合は、前々項において解約日として定める日以外の日において接続サービスの利用の停止を行うことができるものとします。
5. 当社は、契約者に対する事前の通知や契約者の同意なく届出の方法を自由に変更できるものとし、契約者はこのことを承諾するものとします。

#### 第8条 クーリングオフ

1. コンテンツサービスは別途定める場合を除き、本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除（以下、「クーリングオフ」と言います。）を行うことができ、その効力は、書面をお客様が発送した時に生じます。クーリングオフの対象となります。
2. クーリングオフは、個人によるご契約の場合が対象であり、法人又は事業用として用いる場合のご契約の場合は対象外となります。
3. 契約者は、当社又は当社のコンテンツサービスの販売を行う者がクーリングオフに関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社又は当社サービスの販売を行う者が威迫したことにより困惑し（以下、「クーリングオフ妨害」と言います。）、これらによってクーリングオフを行わなかった場合には、当社が交付するクーリングオフ妨害を解消する書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、契約者は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができます。
4. 契約者がクーリングオフをした場合、当社は、契約者に対し、クーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
5. 契約者がクーリングオフをした場合、既に当該契約に基づきコンテンツサービスが提供されたときにおいても、当社は、お客様に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。
6. 契約者がクーリングオフをした場合、当社は、当該の契約に関連してお客様から金銭を受領しているときは、お客様に対し、速やかにその全額を返還します。
7. 契約者がクーリングオフをした場合、当該の契約に係る役務の提供に伴いお客様の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたら

きは、契約者は、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

8. クーリングオフを書面にて行う場合、下記宛先まで必要事項を記載の上、送付をお願いいたします。

〒542-0082

大阪府大阪市中央区島之内 1-4-32 ホワイティ島之内 5F

株式会社インソムニア ブロードネットワークス事業部 行

[記載必要事項]

- a. 契約書交付日
  - b. ご契約者氏名
  - c. ご契約住所
  - d. ご連絡先電話番号
  - e. お申込みサービス（一部のサービスのみクーリングオフを行う場合は、解除するサービスのみご記載下さい。）
  - f. クーリングオフを行う旨
9. 以下の場合はクーリングオフの対象外となります。
- ・通信販売（WEB や電話等を通じたお申込み）の場合
  - ・営業所において申込又は契約を締結して行う取引の場合（キャッチセールス等が行われた場合を除く）
  - ・お客様がご自宅での取引を請求されて行われた訪問販売の場合
  - ・お申し込みが営業のため又は営業として行われた場合
  - ・代金又は対価の総額が 3,000 円未満であり、かつ現金取引（口座振替・請求書払い等除く）の場合。

#### 【第4章 禁止行為】

##### 第9条 営業活動の禁止

契約者は、コンテンツサービスを使用して、有償、無償を問わず営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 【第5章 料金】

##### 第10条(コンテンツサービスの利用料金、算定方法等)

コンテンツサービスの利用料金は、各コンテンツ個別特約または別紙にて定めます。ただし、キャンペーン等により月額料金が一定期間又は永続的に変更となる場合があります。なお、この月額料金については、支払対象期間の初日午前0時以降で当該支払対象期間の末日23時59分以前のいずれかの時点において、各コンテンツ個別特約にかかる契約者である場合には、当該支払対象期間の料金等の全額をお支払い頂きます。

#### 【第6章 損害賠償】

##### 第11条 責任の制限

1. 当社は、コンテンツサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した時に限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、コンテンツサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコンテンツサービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額を限度額として賠償します。ただし利用できない期間が含まれる月の月額利用料金の支払いは免れないものとします。
3. コンテンツサービスを14日以上連続して提供できない場合、又は提供できないと当社が判断した場合、当社はコンテンツサービスの契約を解除する場合があります。その場合、当社は前項に定める限度額を賠償するものとし、それ以上の賠償は行わないものとします。

##### 第12条 免責事項

1. 当社は、コンテンツサービスの契約者からの問合せを遅滞なく受け付けることを保証するものではありません。
2. 当社は、コンテンツサービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

#### 【第7章 雑則】

##### 第13条 設備等の準備

1. 契約者は自己の責任において、コンテンツサービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、情報、その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者がコンテンツサービスと紐づけて接続サービスを契約した場合でも、接続サービスの料金には当サービスの利用料金は含まれません。

##### 第14条 法令に規定する事項

コンテンツサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

##### 第15条 準拠法

本特約およびコンテンツ個別特約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。